# ザ・パック株式会社定款

**ザ・パック株式会社**

# ザ・パック株式会社定款

## 第1章　総　　則

（商　　号）

第　１条　当会社はザ・パック株式会社と称し、英文では　ＴＨＥ　ＰＡＣＫ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ　と表示する。

（目　　的）

第　２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．次の製品の製造加工及び販売並びに輸出入

紙袋、紙器、段ボール、プラスチックフィルム及びプラスチックフィルム袋、値札、カレンダー、紙・繊維・木・陶土・金属・プラスチック製包装資材、衣服、シャツ及び装身具

２．次の製品の製作及び販売

チラシ、カタログ、ダイレクトメール

３．次の製品の販売

文具品、日用雑貨品、玩具、のし紙・シール等の紙製品、室内装飾品、陶器、ガラス器、家庭用プラスチック製品、喫煙具、食料品、化粧品、ペット用品、園芸用品、家具、什器、家庭用電気製品

４．次の製品の販売及び賃貸

自動販売機、包装用機器、自動充填機器及びそれら機器の部品

５．次の企画及び制作

企業の販売促進、広告、各種パッケージデザイン、カレンダー、情報処理システム

６．製版及び印刷並びに印刷物の加工

７．催事の企画並びに運営

８．倉庫業及び梱包業

９．一般貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業及び貨物利用運送事業

１０．コンピューターのソフトウェアの開発及び販売

１１．建築物の警備・清掃業

１２．不動産の賃貸及び管理業務

１３．損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務

１４．電気通信事業法に定める電気通信事業

１５．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第　３条　当会社は本店を大阪市に置く。

（機関）

第　４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第　５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６条　当会社の発行可能株式総数は 7,700万株とする。

（単元株式数）

第　７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）

第　８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利
２．取得請求権付株式の取得を請求する権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
４．第１０条に定める請求をする権利

（自己の株式の取得）

第　９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元未満株式の買増請求）

第１０条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

２．買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

（株式取扱規程）

第１２条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買い増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章　株　主　総　会

（招　　集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１５条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（買収防衛策の導入等）

第１９条　当会社の株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策（当会社が発行する株式の大規模な買付行為に対する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下同じ。）の導入、変更、存続および廃止に関する決議を行うことができる。

２．前項に定める買収防衛策を、取締役会の決議により導入した場合は、取締役会の決議後初めて開催される株主総会において存続を承認する決議を得なければならない。

３．当会社は取締役会が必要であると認めたときは、いつでも取締役会の決議をもって買収防衛策を廃止することができる。

## 第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第２０条　当会社の取締役は９名以内とする。

（取締役の選任）

第２１条　当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２．当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２２条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２３条　取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

２.取締役会は、その決議をもって取締役のうちから、社長１名を選定し必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（相談役、顧問）

第２４条　取締役会は、その決議をもって、相談役、顧問を置くことができる。

（取締役会の招集）

第２５条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長になる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

３．取締役会の招集は、会日の３日前迄にその通知を発する。
ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役の責任限定契約）

第２７条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。
ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

## 第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第２９条　当会社の監査役は４名以内とする。

（監査役の選任）

第３０条　当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２．当会社は、会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。

３．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第３１条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第３２条　常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

（監査役会の招集）

第３３条　監査役会の招集は、会日の３日前迄にその通知を発する。

ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

（監査役の責任限定契約）

第３４条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会規程）

第３５条　監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。

## 第６章　計　　算

（事業年度）

第３６条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日まで１年とする。

（期末配当および基準日）

第３７条　当会社は、毎年１２月３１日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

（中間配当および基準日）

第３８条　当会社は、毎年６月３０日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録

株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附則）

１．現行定款第１６条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第１６条（電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに定める改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１６条はなお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上